

第2回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成20年6月20日(金) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 東京高等検察庁会議室(17階)

議 事

伊藤座長 それでは、定刻過ぎておりますので、第2回の研究会を開催させていただきたいと存じます。

御多忙中のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

佐成委員がまだ出張中ということで御欠席でございます。

まず、席上配布の資料の最初に、資料4といたしまして設置要綱がございます。その設置要綱の(4)幹事についてでございますが、「幹事は、法務省及び日本弁護士連合会各1名とする」とありましたけれども、日弁連の事務次長が7月1日付けで異動されることから、日弁連側の幹事は新次長にお願いすることになります。しかし、これまでの経緯を御承知の出井現次長にも引き続きお願いしたいので、「幹事は、法務省1名及び日本弁護士連合会2名とする。」と改定したいということでございますが、この点いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、人事異動のある7月1日付けで要綱を改定いたしますことを御了解ください。

次に、要綱以外の配布資料の確認を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、本日第2回の配布資料について確認をさせていただきます。

本日配布資料につきましては、先ほど座長のほうから御説明のありました資料4のほかに、資料の5から資料の8まで配布しております。

内容につきましては、まず資料5-1といたしまして、「諸外国の外国弁護士受入制度について」と題するレジュメでございます。資料5-2でございますが、「主要国における外国弁護士受入制度の概要・表」と題するものでございます。資料5-3でございますが、弁護士白書から抜粋いたしました「弁護士法人の現状」と題するものでございます。資料5-4でございますが、これは「自由と正義」2004年10月号から抜粋したものです。弁護士法人制度利用の実態と展望というものでございます。資料5-5でございますけれども、これも同じく「自由と正義」の2003年12月号の外弁法改正のものです。

次に、資料6-1は、「わかりやすい弁護士法人制度」という書籍でございます。これを皆様のお手元に配布しております。そして、資料6-2でございますが、これは第104回国会参議院法務委員会の会議録の抄本でございます。資料6-3でございますが、これは外弁法施行規則の一部でございます。資料6-4につきましては、外弁の承認から登録までをチャート図で示したものでございます。

次に資料7でございますが、これはこれまでの主要な外弁法改正の際の研究会報告書と立案担当者の論文でございます。なお、平成15年の改正は、司法制度改革推進本部の国際化検討会、この検討会の中の議論の結果を受けてされたものでございまして、外弁研の報告書のようなものはございません。

次に資料8でございますが、本日この後プレゼンを予定しておりますロバート・グロンディン氏のレジュメでございます。

以上が本日の配布資料でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、お配りした参考資料について、日弁連と法務省からそれぞれ説明をお願いいたします。第1回の前回の研究会でいろいろ御質問をいただきましたが、ある程度はこれら

の資料で説明がいただけるものと考えております。

それでは、まず日弁連からよろしくお願いいたします。

出井幹事 出井から日弁連の資料を説明いたします。

私の説明で使う資料は、資料5-1、諸外国の外国弁護士受入制度についてのメモ、それから資料5-2の表、それとあと資料5-5、資料5-5は先ほど渡邊幹事から御説明あったとおり、2003年の外弁法改正当時の「自由と正義」という日弁連の機関誌に載った論稿3つがつづってございます。この3つは、1つが下條委員の「日本の外国弁護士受入制度の変遷」という論稿、2つ目が、下の方のページで79ページになりますが、当時の法務省司法法制部大場参事官の「諸外国における外国弁護士受入制度について」、3つ目が、87ページから、垣貫ジョン東京弁護士会外国特別会員による「一人の外国法事務弁護士が見た外弁法の歴史と課題」と、3つの論稿でございますが、そのうち真ん中の当時の大場参事官の「諸外国における外国弁護士受入制度について」という論稿、この3つを説明申し上げます。

課題としては、諸外国において外国弁護士の受入制度が概観としてどのようになっていたのかということでございました。前回法務省から、第1回の法務省の資料2-4というのがございまして、それに基づいて概略の説明はいただいております。その法務省の前の資料2-4を若干改定したものが今回の資料の5-2の主要国における外国弁護士受入制度概要の表ということになります。諸外国における外国弁護士受入制度といいましても、前回中西委員からの御指摘でしたか、もう少し立体的に考えなければいけないだろうということでございました。そもそもその資格の相互乗り入れが認められているのかとか、法曹資格の取得自体が容易なのか、そのあたりから考えなければいけないのではないかと話があったので、まず枠組みの問題として、そのような大枠がどうなっているのかということを中心に説明申し上げたいと思います。

資料5-1を御覧ください。「外国弁護士受入制度」を論ずる際の枠組みというものでございます。このIのところには3つ書いてあります。1が資格の相互承認、2がリミテッド・ライセンス、3がフル・ライセンスと3つに分けて書いております。この3つは、より広く受け入れるかどうかという観点からしますと、必ずしもその順番というわけではないのですが、大きく言うと、1、資格の相互承認というのが一番広く受け入れている、つまり規制が非常に緩いということかと思えます。それで、リミテッド・ライセンス、フル・ライセンスの順になっておりますが、一見しますとフル・ライセンスが一番広く受け入れているようにも見えますが、そうではなくて、これは単純な比較はできないのですが、リミテッド・ライセンスの方が外国弁護士の受入れについてはよりリベラルであるという評価ができるかと思えます。以下、順次説明いたします。

まず、資格の相互承認ですが、外国の弁護士相当職資格をもって内国の弁護士と同等の資格とみなして同等の業務を認めると、こういうやり方が一つあります。しかし、このやり方をとっている国は、世界では非常に少ない。かつ、特定の域内に限られている。例えばEUですね。これは世界的にはあまり採られていない枠組みであるというふうに考えていいと思います。

次にリミテッド・ライセンスですが、これは外国の弁護士相当職資格者に一定の要件のもとで限定的な法律事務取扱を認めるという制度枠組みでございます。例としては日本の外

国法事務弁護士制度、それから米国の一部の州でとられているForeign Law Consultant制度ということになるかと思えます。「ここで一定の要件の下で」と書きましたが、重要なのは、試験なしでということなのです。試験を設けている国もあるかもしれませんが、多くは試験なしでということが重要なところなのです。職務経験の要件とか一定の要件はありますが、試験はなしということが重要な要素です。

それから、3番目のフル・ライセンス。これはA B 2つに分けて書いておりましたが、Bが簡単なのでBから申し上げますと、外国の弁護士相当資格者に、内国の弁護士の法曹試験受験資格を与えるというもので、これは要するにきちんとその国の司法試験を通れ、という話であります。日本もそうですが、司法試験には受験資格というのがございます。その受験資格を、例えば外国の法曹資格を持っていればその国のロースクール3年間の過程は全部経なくていいとか、そういう面で若干の緩和はあるということです。それがBの法制です。それからAは、外国の弁護士相当職資格者に、簡易な適性試験等で内国の弁護士資格を与える。内国の人とは別の試験でやるということがございます。ここで「簡易な」というふうに書きましたが、「簡易な」というのが實際上簡易かというのは、これはいろいろ考え方が実際にはあります。かつ、その国の内国言語でということになりますので、実際には言語の壁、それからある程度その国の法律を勉強していなければいけないということで、実際にこれが簡易かという、実は逆に非常に難しい試験になっているという面はあるかと思えます。ですから、「簡易な」というのは括弧書きということになります。

このAの簡易な適性試験でという例としましては、フランスがそういう制度を採っております。ただし、実際にはフランスでもやはりこの試験は、フランス語の問題もあって難しいというふうに言われております。Bについては、これは多くの国がこういう法制を採っております。例えば米国でもかなりの州で外国の法曹資格者に受験資格を与えて、ニューヨークのBar Examを受けられるということになっております。

以上が制度枠組みの概観でございますが、2点留保しておきたいと思えます。1点目は、このフル・ライセンスのBですけれども、前回御指摘があったように、そもそもその国の法曹資格を直接、ストレートに取るのがどれだけ簡単なのかという問題があるかと思えます。そこから本当は比較しないといけないのですが、しかしその比較は実際にはなかなか難しい。といたしますのは、その国の法曹人口あるいは司法試験政策がどうなっているのか、それから、我々がアメリカのBar Examを受けるときもそうですが、やはり言語の問題というのがある。日本語では受けられないという問題がございます。特に日本人にとっては言葉の壁というのは非常に大きいので、そのあたりの比較がなかなか難しい。この3のBで果たして日本の外国法事務弁護士制度に比べてどうなのかということの比較は一概にはできないと思えます。

それからもう一つ、*印で、資格制度がないところではそもそも「外国弁護士受入れ」ということが問題とならないというふうに書きました。これは、多くの国でそうですし、日本もそうなのですが、法律事務の取扱いを業として行うのは弁護士しかできないという法制を採っている国が多いわけです。しかし、そういう法制を採っていない国もあります。そういう法制を採っていない国では、そもそもだれでも法律事務をできるわけですから、外国弁護士を受入れる云々という問題は起こりません。例として適切かどうかは分かりませんが、連合王国においては、訴訟手続及び一定の不動産契約以外はだれでも業として法

律事務ができるということになっておりますので、そういう場面では外国弁護士であろうが、あるいは資格がない人でもできるということでございますので、そもそもこういう問題は起こらないということです。前回、下條委員から御指摘のあった弁護士法72条の問題、その範囲の問題はまさにそこにかかってくることであるわけですが、この研究会は、弁護士法72条の範囲自体を議論する研究会ではございませんので、そこはそういう問題があるということだけ指摘しておきたいと思えます。

以上、枠組みの問題としましては、資格の相互承認というのは、これは世界的には非常に少ないのでちょっとはずしまして、リミテッド・ライセンスとフル・ライセンスというこの2つの仕組みを見たいと思えます。それで、どちらがリベラルかといえば、このリミテッド・ライセンス、すなわち試験なしで、一定の職務経験等の要件は課すとしても、試験なしで資格を認める、限定的な資格を認める、限定的ではあるけれども試験なしで認める、この法制の方が、フル・ライセンス、フルで認めるけれども試験を課す、こちらよりも全般的にはリベラルであるという評価を私どもはしております。ここはもしかしたら評価は分かれるところかもしれません。

以上が概観で枠組みの問題でございます。

次に、リミテッド・ライセンスの中で、諸外国の比較がどうなっているのかということを見たいと思えます。

IIのリミテッド・ライセンス制度の中での比較のところでは、1、主要国の「外観」となっておりますが、すみません、これoutlookではなくて、overviewの方ですので、「外」の字を「概」に直してください。失礼しました。

5-2の表を御覧ください。先ほど説明申し上げましたとおり、連合王国はそもそも訴訟以外の業務は弁護士でなくても可能ということなので、比較の対象から外したいと思えます。それからフランスですけれども、フランスは一番左の欄、外弁受入制度あり、なしで書いてありますけれども、フランスはなしでございます。なしですが、ただし特別な試験によりフル・ライセンスを与える制度ありということになります。先ほど申し上げたリミテッド・ライセンスとフル・ライセンスの区別ということになります。見方によっては試験によりフル・ライセンスを与えるからこちらの方がリベラルではないかという見方もあるかもしれませんが、そこは先ほど申し上げたとおり、実際のオペレーションとしては、リミテッド・ライセンスの方がリベラルな取扱いであると考えております。リミテッド・ライセンスではありませんので、フランスも一応比較の対象から外します。

そうすると、米国、中国、ドイツということになります。これらを比較する場合には幾つかのチェックポイントがあるわけです。1つ目が資格要件、職務経験年数等の資格要件が1つ。それから2番目が資格国、第三国法というふうにこの表では示しておりますが、第三国というのはどういう意味かということ、その外国弁護士の資格国、日本の弁護士だと日本の日本法、アメリカの弁護士だとアメリカの自分の州の法ということになりますが、それを資格国法といいます。内国法でもなく資格国法でもない第三国法を扱えるかどうかという問題が第2のチェックポイントです。それから第3のチェックポイントが、内国弁護士との共同事業を認められるか、及び内国弁護士の雇用を認められるかどうかという、そういう組織体制の問題が第3のチェックポイントでございます。そのあたりのチェックポイントをまとめたのがこの5-2の表ということになります。

これを見ていただくと、日本とアメリカを比較しますと、職務経験要件は、両方ともありなのですが、日本の場合は期間3年で職務経験地も第三国の経験も可ということになっておりますが、米国の場合は、ニューヨーク、ミシガン、テキサス、カリフォルニア、オハイオ等々ずっと書いてありますが、多くのところでこの申請直前何年間という要件が課されております。年数も概して日本より多いということになっているということが特徴的だと思います。この申請直前の職務経験を課すというのは、日本にはない要件であり、かなり厳しい要件、少なくとも日本に比べれば相対的には厳しい要件であるということになります。

それから、第三国法を扱えるかどうかですけれども、日本においては書面による助言を受けて可、米国においては多くの州で不可、カリフォルニア州を含めて不可です。それから、原則不可ですが一定の場合助言を受けて可というのが7州、それから可能なのがニューヨーク、ワシントンDC等5州と、多数は不可でございます。

それから、共同事業、雇用については、米国は制限なしという理解です。日本では、外国法共同事業という形で届出をもって可能、雇用も届出をもって可能ということになっております。中国とそれからドイツについては下に書いてあるとおりで、前回、中国の共同事業について法務省から出されたペーパーでは可能であるかのように書かれておりましたが、これやはり後で法務省からも御説明いただくかと思いますが、基本的にはできないという理解でございます。

こう見ますと、アメリカは非常に職務経験の要件、それから第三国法を扱えるかどうかということについては、日本よりは相対的に見て厳しいということになるかと思えます。ドイツですけれども、職務経験要件についてはドイツは不要ですから、日本よりもそこはリベラル。しかし、第三国法については不可ですから、こちらは日本の方がリベラルということになります。一長一短ということになるかと思えますが、ドイツにつきましては、5-5の下條委員の論稿の最後にも書かれているとおり、ページでいうと75ページ、日本のドイツ化ということで書かれておりますが、英米の事務所がドイツの弁護士業界を席卷してしまっているのではないか、そういう評価もあるところです。

以上が比較ですけれども、そのほかのチェックポイントとして、レジюмеの方に戻っていただいて、(4)内国弁護士の資格者団体に加入するかどうかという問題もでございます。日本では、外国法事務弁護士は、外国特別会員として弁護士会に加入していただかないといけないということになっております。かつ一定限度で弁護士会の自治にも参加してもらおうということで、要するに仲間になっていただくということになるのです。これに対して米国ではそういう制度は採っておりません。ドイツでも確かそうだったと思います。それが第4のチェックポイントです。

第5、最後は透明性ですけれども、この透明性というのはGATSの条項で要求されていることで、やはりいろいろな規制は透明でかつ明確でなければならないということです。この点は、日本は法律規則でかなりはっきりと条件等が定められておりますので、特に透明性の点で問題があるということはないというふうに認識しております。これに対して、透明性についてアメリカの一部の州等では分かりにくいという批判があるということも聞いております。そのあたりは評価の問題ですので、ここでは透明性という問題があるということだけを指摘しておきます。

今私のほうで説明申し上げましたが、特に各国の制度の比較は、先ほど紹介した資料5-5の中の大場論稿の中に分かりやすく解説されておりますので、そちらを御覧ください。ただ、2003年の時点での情報ですので、例えば、米国の状況はアップデートしなければいけません。資料5-2の表はそれをアップデートしたものでございます。外国弁護士を受け入れている州も若干増えているようです。

最後に、相互主義の問題というふうに書きました。今、先ほどリミテッド・ライセンスの制度の中で日本と米国を比較いたしました。米国の5-2の表をもう一度見てください。先ほど職務経験要件とか第三国法を扱えるかということのいろいろ説明しましたが、御存じのとおり米国は合衆国、連邦制を採っておりますので、外国弁護士を受入れている州もあれば受入れていない州もあるということです。現在のところ、私どもの確認では、28州及びコロンビア特別区に外国弁護士受入制度あり、それに対して22州はなしということで、40%ぐらいの州では受入制度がないということでございます。大場論稿にも指摘されておりますが、相互主義の観点、両国同じように外国弁護士を受入れる、お互いに受入れていくという観点からしますと不十分であるという評価がなされているところでございます。ただし、相互主義といいますが、米国はWTOの加盟国でございますので、条約・法律上は相互主義の適用はありません、したがって、アメリカで認められていなくても、日本は最恵国待遇でアメリカの弁護士を受入れなければいけない、そういう義務を負っているということでございます。したがって、今私が申し上げた相互主義の問題というのは、条約・法律上の問題ではなく実質的な問題というふうにお考えください。また、公平のために申し上げておきますが、アメリカは22州受け入れなしということですが、日本が取引が多いカリフォルニアとかニューヨークとかワシントンDC、そのあたりは大体受入れているということは申し上げておきたいと思っております。

以上、諸外国の外国弁護士受入制度を概観いたしました。ここから若干評価にわたってしまうかもしれませんが、諸外国における外国弁護士受入制度に比べて、我が国の外国弁護士受入制度は相当進んだものである、リベラルなものである、少なくとも諸外国に比肩して特に閉鎖的であるとか、そういうことはないということはいかと思っております。もう一度繰り返しますが、無試験でリミテッド・ライセンスを認めているということ。それから共同経営、雇用も認めているということ。それからさらに、日本の弁護士会への加入も認めてさらに自治への参加も認めているということ。それから透明性の点でも規則等は明確であるということ。そのあたりのことを紹介しておきたいと思っております。最後に、日本は単一国でございますので、ある県では受入れるけれどもある県では受入れないということとはございません。この点も実質的な相互主義の問題として指摘申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資料とそれに関する御説明について、何か質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

牛島委員、何かございませんか。

牛島委員 いや、特にございません、最後の部分のコメント、主要国、主要州等のコメントも含めてできるだけ公平な見地から言っていたいただけたと私は思います。

伊藤座長 よろしいですか。

どうぞ、ほかの委員の方々、御質問等があればお願いします。どうぞ。

佐瀬委員 佐瀬ですけれども、先ほど中国が出来ないということで、この5-2の資料の表と多少違うのですけれども、これは後で説明はあるのでしょうか。

出井幹事 先ほど私のほうから申し上げたのは、5-2の表の中国のところの共同事業のところですね。前回法務省から出された資料では、確か、まず協力関係を樹立し実践を経て条件が熟すれば、司法部の許可を得て共同事業の設立可という記述になっていたかと思えます。ここについて、下條委員から御指摘があってもう少し調べるべきであるということで、調べたらここはやはり不可であるということであったということをお先ほど申し上げたのですが、そこは必要であれば法務省のほうで補足お願い致します。

伊藤座長 それでは、渡邊幹事から補充をしていただきます。

渡邊幹事 前回、下條委員から御質問ありまして、研究会後、オブザーバーの何先生に、実際はどうなのでしょうかとということでアドバイスを頂いております。本日は何先生のほうから、その点についての補足的な御説明があるかというふうに思っております。

伊藤座長 今、話がそちらに出了たので、何さんから少し補足的説明をお願いできますか。

何氏 前回の法務省の資料の中の書き方なのですけれども、それ自体、中国の司法部の文書は、何年前の文書はこのような書き方ありました。この書き方であったのですけれども、ただし、実際には外弁制度、共同事業制度があったかどうかということなのですけれども、実際にはありません。フランスを初めとして、フランス、アメリカ、オーストラリア、それぞれの事務所が中国の司法部に訪問して、共同事業、共同事務所を開設したいと、そのような申し入れがあったのですけれども、同じようなこの内容のコメントが司法部の担当者からありました。まず中国の事務所と提携契約を締結しなさいと。それを見て、必要であれば特別許可を出しますよ、と言っているのですが、実際の日本のような制度になっている事務所はありません。あくまでもこれは合同のございます。その上に、現状から見れば、提言も認められていませんし、制度としては存在しません。それと対照的に、2003年から香港とマカオですね、この2つの地区の事務所ですね。もちろん香港の弁護士資格とマカオの地区の資格を要するのですけれども、それを前提に中国の国内、大陸部分ですね、その事務所との共同事業を認めるというふうにはなっていますから、そこから見ると、いわゆる外国の事務所との共同事業、外国の弁護士との共同事業は認められていないという状態にはあります。

以上です。

伊藤座長 分かりました。

今の点はそれでよろしいでしょうか。総合的に見るとこういう表現になるということだと思いますが。

どうぞ、牛島さん。

牛島委員 細かいことになるのかもしれませんが、私、聞き違えていたら大変申しわけございません。香港と中国と別だという前提で共同事業の可能性があるんですね。

何氏 はい、あります。

牛島委員 そうですね。すると、香港では外国の法律事務所と香港の法律事務所の共同事業の可能性があるのであるではありませんか。

何氏 この部分に関してはまだ調べていないのですけれどもイギリス法と同じだと思います。いわゆる連合王国の部分はそのまま引用されているのではないかというふうに思っています。いわゆるその部分に関しては、香港の資格の内容がどういう内容なのか、可であるか不可であるのか、実務上としては可ということは聞いたことはありません。香港も一応外国の事務所はあるのですけれども、外弁事務所はあるのですが、香港の弁護士と共同している事務所は見たことはないのです。

牛島委員 ありがとうございます。

何氏 これはもう少し調べて、次回まとめて回答します。

伊藤座長 分かりました。そこは少し検討して、調査の上、また報告をしていただくことにいたします。

ほかにいかがでしょうか。

クラトフィルさん、英国、それからもしできましたらフランスを含めまして、何か補足して説明していただくことはありませんでしょうか。

クラトフィル氏 ちょっと調べてみます。フランスについて、フランスのような制度を持っているのはフランスだけだと思います。英国、米国及びその他の主要な法規においてはこのような制度がありません。日本で登録されている外弁のうち、フランス弁護士の割合はやはり非常に低いものです。日本の制度は、日本における外弁の圧倒的多数が出身国とする数多くの重要な法規で用いられている制度と足並みをそろえるようにした方が論理的であり、合理的です。

以上です。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

ほかに。どうぞ、牛島さん。

牛島委員 今、クラトフィル先生がおっしゃって、確認しておきたいのですが、非常に雑駁な言い方なのですが、この5-2の表を拝見していただいて、こういう言い方がいいのかどうか分かりませんが、前提知識として私どもは、米国と連合王国が、弁護士輸出国という言い方がいいのかどうか分かりませんが、対外進出意欲が大変強い国。その他の国はどちらかという受入れる側だという、こういう概要はそういう理解でいいのでしょうか。それともそういう理解そのものが間違っているのでしょうか。

伊藤座長 それは牛島委員の御意見ですよね。

牛島委員 いやいや、幹事にそれを確認させていただければと思います。

出井幹事 私の認識でよろしいですか。

確かに、米国それから連合王国の弁護士が世界に進出しているという事実はあるかと思いますが、ただ、その弁護士輸出国、受入国という、そういう切り分けでいいのかどうか。いや、日本の弁護士も中国にかなり行っておりますし、これからは日本の弁護士もどんどん外に出ていかなければいけないと日弁連としては思っておりますので、単純にそういうふうに切り分けていいのかどうかというのはちょっとなかなか難しいかと思いますが。

伊藤座長 そこはもう、前回以来、客観的な数字の資料も示されておりますので、そういうことで御理解いただければよろしいかと思いますが。

渡邊幹事 只今、日本の弁護士の海外進出というお話がありましたので、ユーザーの側から見た場合に、いろいろな弁護士事務所とお付き合いがあるのではないかという観点から、も

しよろしければ松木委員の御経験談など御披露いただけるとどうかなと思ったのですが。

松木委員 日本 of 弁護士事務所がそのまま海外に出てきておられるというのは、今一番多いのは恐らく中国だろうと思います。中国への進出というのは非常に多い。それから、私の記憶だと、一番最初がイギリスだったのではないですかね、イギリスに浜田・松本時代の弁護士事務所が出ておられたのが私の記憶ではかなり昔にあったかと思うのですけれども。それからニューヨークに柘田先生が出ておられて、そのほかは、その他の国での日本の弁護士事務所の方々というのは、私自身はお目にかかった記憶がないですね。私の限られたところではそのような感じですが。

渡邊幹事 他方で、弁護士事務所として、外国弁護士の受入制度を前提とした事務所自体を構えていらっしゃるのではなくて、外国のローファームにおいて、その国の資格をお取りになって実際に活躍されている日本人の方、あるいは、日本でいうところの弁護士事務所あるいは弁護士法人の中に雇用されている外国法事務弁護士に相当されるの方々、そういった方とのお付き合いというのはあるのですか。

松木委員 外国法事務弁護士に相当する方というよりも、むしろアメリカの場合は恐らくニューヨーク州の Bar を取って、それで弁護士事務所でおられるという方々が恐らくほとんどではないかなと思います。イギリスの場合、外国法事務弁護士よりも時間がかかりますけれども、現地でフル・ライセンス取られて働いておられる方、あとはもう一方、中田先生は日本の弁護士資格でやられていたのですかね。イギリスでやられていますけれども、中田先生は日本の資格を持っておられたのではないかと思うので、その意味では外国法事務弁護士と同じような形なのかもしれないですね。ほとんど私の感じですとその国の資格をそこで取られた方が多いという印象を持っています。

伊藤座長 どうぞ、何さん。

何氏 中国進出の数字、2006年の数字若干古いのですが、若干同じような比率で増えていると思うのですけれども、2006年中国司法部の統計数字から見れば、外国の事務所、中国に進出しているのは139事務所です。その中に一番多いのはアメリカ、それは56事務所です。次はイギリス23ですね。3位は日本です。13です。日本の次はフランス10、さらに次になるとドイツ8というふうになっています。

以上です。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問あるいは御意見等ございますか。

それでは、法務省から説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

渡邊幹事 それでは、法務省の幹事の渡邊から、本日の配布資料について説明をさせていただきます。本日、この後にグロンディン氏の講演が控えておりますので、資料は大部にわたっておりますけれども、ポイントをかいつまんで御説明したいと思っております。

まず、お手元に配布いたしました資料6-1「わかりやすい弁護士法人制度」という冊子を御用意ください。前回、この研究会においては、外国法事務弁護士による専門職法人の在り方について検討するというのが1つの課題であるというようなお話がありました。牛島委員からの御質問だったかと思っておりますけれども、どういったものをたたき台として検討したらよいのか、その取っかかりのようなものがあってよいのではないかと、そういった

趣旨の御質問がございました。この御質問につきましては、出井幹事から、この研究会開催前に幹事・事務レベルで協議したところでは、弁護士法人制度をある程度念頭に置きながら、外国法事務弁護士による専門職法人制度について御議論いただくのが良いのではないか、そういった趣旨の御発言があったかと思えます。

そこで、弁護士法人制度とは一体いかなる制度なのか、一番手っ取り早く分かりやすく説明しているのはこの資料だったものですから、まずは、この資料を配布させていただくのがよかろうということで今回の配布に至った、こういう次第でございます。本日、この資料を基に全部御説明するのは困難ですが、今後、法人制度を御検討いただくに当たっては、各論についても、深く御議論いただくことになろうかと考えておりますので、必要に応じて、適宜御説明したいと思っております。

そこで、本日は、弁護士法人制度の概略について御説明いたします。

弁護士法人制度は、平成13年6月に弁護士法の一部が改正されて導入された制度でございまして、翌平成14年の4月1日から施行されております。

前日も御説明しましたが、我が国において他人の法律事務を取扱うことができるのは弁護士または弁護士法人ということになっており、それ以外の者が他人の法律事務を取扱うことは原則的に禁止されています。したがって、弁護士法人制度ができる前は、自然人である弁護士のみが他人の法律事務を取扱うことができました。弁護士法人制度のまず一番重要なところは、自然人である弁護士ではなくて、法人自体がその権利義務の主体として他人の法律事務を取扱うことを許容する制度だというふうに御理解いただければと思います。

では、弁護士法人が一体どういうイメージなのかと言いますと、資料6-1、「わかりやすい弁護士法人制度」の11ページを御覧ください。「図1、弁護士法人制度の仕組み」ということで図が記載されておりますが、こちらを御覧いただきながら私の説明をお聞きいただけたらと思います。我が国における弁護士法人は、会社法を御存じであれば、会社法上の合名会社のようなものをイメージしていただければ分かりやすいかと思えます。法人を設立するに当たって出資をした社員同士が強い人的信頼関係によって結びついています。そして、出資をした社員各自が業務執行権限、業務執行権限といいますのは、業務の意思決定及びその執行ですね、そういった業務執行権限を持っておりまして、しかも、その社員各自が対外的な代表権を持っている、そういったイメージでございます。今申し上げている社員というのは、一般の企業でいうところの社員、従業員とは若干趣が違いますが、株式会社でいうところの株主であったり、あるいは取締役会であったり代表取締役で、いわゆる経営陣と、そのようなイメージをお持ちいただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、法人自体が他人の法律事務を取扱うという仕組みを採り、しかもその社員各自が法人の業務を執行し、対外的に代表するというところでございます。そういった観点からいたしますと、社員が実質的に法人業務を遂行していくこととなりますので、その社員資格は弁護士に限定されております。

次に、法人自体が権利義務の主体になるということになりますと、その業務のメインとなるのは、依頼者から依頼を受けて行う法律事務ということになります。その際、例えば、弁護士法人側に落ち度があったために依頼者側に損害が生じてしまった場合が考えられますが、そういった場合、その弁護士法人が、依頼者あるいは他の債権者に対して負う債務

については、法人制度を採る以上は、法人自体がその財産をもって責任を負う、そういう仕組みになっております。しかしながら他方、弁護士法人の財産には限りがありますので、その依頼者等の債権者の利益を保護するために、経営陣である社員が弁護士法人と連帯して無限責任を負う、そういう仕組みを採っております。

また、弁護士法上は、自然人である弁護士は、いかなる名義をもってしても2個以上の法律事務所を設けることができないという、いわゆる複数事務所の設置が禁じられております。他方、弁護士法人は、複数事務所の設置が許容されております。したがって、例えば、東京に主たる事務所を構えた弁護士法人は、大阪であるとか名古屋であるとか、福岡といったところに、支店に相当する従たる事務所を設けることができることとなります。これは、弁護士法人の大きな特徴となっております。

他にもいろいろ御説明したい点がございしますが、先ほど申し上げたとおり、時間に限りがございますので、本日はこの程度にしたいと思います。

次に、資料6-2を御覧ください。前回、越委員から、外国法事務弁護士に関しまして、承認手続の実務に関する御質問がございました。この資料はその御質問を踏まえたものでございます。簡単に御説明いたしますと、外弁法第2条第2号においては、外国弁護士を、「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」と定義されております。この資料は、その当時の国会における審議の議事録でございますが、その審議の過程におきましても、「今回我が国が受け入れようとするものは、それぞれの国において、やはりその国の最高の法律専門職であるという形で認められている人たち」というふうに政府側は答弁しております。各国の弁護士制度は、歴史や国民性の相違を反映いたしまして、それぞれ独自の発展を遂げているわけでございますけれども、いずれの国におきましても、弁護士は裁判所その他の国家機関により資格を付与された高度の法律専門職として位置付けられているものと思われまます。外国法事務弁護士となる資格の承認に当たりましても、その外国で我が国の弁護士と同等の業務を行える資格かどうか、あるいはその根拠法令でありますとか、業務内容と法律事務の独占の有無でありますとか、資格取得までの過程と登録の要否でありますとか、懲戒及び監督機関等の有無等をチェックしております。具体的には、承認申請に当たり、その承認を求める方から、添付書類として申述書というものを御提出いただいております。その申述書の中にも今申し上げたような点について記載してもらおう、そういった形をとっております。

次の資料6-3を御覧ください。これはいわゆる外弁法の施行規則を一部抜粋したものでございます。外弁法の第10条の第1項におきましては、法務大臣による承認の基準を定めております。その基準内容につきましては前回御説明したとおりでございます。職務経験要件等の要件が定められております。また、外弁法第9条第2項におきましては、承認申請書には、外国弁護士となる資格を取得したことを証する書面、先ほど申し上げた承認基準に適合することを証する書類、その他法務省令で定める書類を添付することを義務付けております。

施行規則の第4条第1項を御覧ください。こちらの方には、添付すべき書類の内容を定めております。したがって、承認の審査に当たりましては、こういった添付書類の中身を確認して承認の手続をやっている、そういうふうに御理解いただければと思います。中でも、この第9号の部分、「適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的

基礎を有することを証する書類」ということを添付書類として求めてございます。これは、外国法事務弁護士は、その身分の得喪や職務内容が法令によって厳格に規律されておりますが、他方において、依頼者との関係においては、両者の信頼関係を重要な基礎としてその職務が遂行されるのでありまして、依頼者の権利や利益が不当に損なわれる、または侵害されることのないよう、依頼者保護の観点から設けられたものでございます。

また、特徴的なものとしましては、第10号を御覧ください。「依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類」の添付も求めております。これも同じく依頼者保護の観点から添付を求めているものでございますが、実務では、例えば、賠償責任保険に関する書類でありますとか、ローファームの保証書、あるいはローファームの会計報告書、こういったものを求めております。

次に、資料6-4を御覧ください。これは、承認から登録までの過程についてフローチャートで示したものでございます。前回御説明しましたとおり、外国法事務弁護士となるまでには、まずは外国弁護士の資格を持っている方々が、法務大臣の承認を得て外国法事務弁護士となる資格を取得いたします。そのような資格を取得した方々が、日弁連の外国法事務弁護士名簿に登録されて、外国法事務弁護士となることとなります。このチャートの中で特徴的な点を指摘させていただきますと、承認申請（法9条）というところがございまして、その中で宣誓というものがございまして。また、法務大臣による承認審査の過程では、日本弁護士連合会に意見を聴くと、このような手続を採っております。

次に、資料の7について御説明いたします。資料7-1、7-2、7-3、7-4につきましては、当時の外弁法改正時の外弁研の報告書でありますとか、当時の立法担当者による説明でございまして。前回、越委員から、今回の研究会における議論の視点となるようなものがないだろうかと、そういった御質問がございました。幹事の方で、いろいろ資料を調べておりますが、まずは取り急ぎ参考になるのではないかとということで、このような資料を用意させていただきました。本日は、ポイントのみを指摘させていただきます。

資料7-1の一番初めの外国弁護士問題研究会報告書、平成5年9月30日付のものでございますが、この10ページを御覧ください。「第3 弁護士制度及び外国弁護士受入制度の在り方に関する研究・検討結果（提言）」とございまして、「1 総論」の（1）を御覧ください。本研究会の基本的立場ということで、「本研究会が弁護士制度及び外国弁護士受入制度の在り方について調査・研究・検討することとなったのは、米国及びECからの規制緩和の要望が一つの契機であったことは否定し得ないが」とあり、次が重要だと思っておりますが、「基本的には、我が国の主体性に基づいて、弁護士業務を取り巻く国際的な環境の変化やそれに呼応する今後の我が国における弁護士活動の在り方等の視点から、この問題を検討することが必要である」と、こういった大きな視点が提示されております。

次に、資料の7-3、外国弁護士問題研究会報告書、これは平成9年10月30日付けのものでございます。この中でも、先ほどと同様、視点のようなものが示されている部分がございます。13ページを御覧ください。13ページの真ん中あたり、「3 弁護士業務を取り巻く内外の動向」の（1）を御覧ください。ちょっと読み上げますと、「世界経済のグローバル化・ボーダーレス化の一層の進展は、個々の社会・経済活動とそれに伴う法律事務の国際化を進展させ、自国法だけではなく外国法が直接適用されるなどして涉外関係が生ずるケースは必然的に増大し、企業活動の領域を中心として言わば国際的に複雑な

法的状況が発生・展開している。これに伴い、当然ながら、外国法に関する法律事務に対するニーズは高まっている。」との指摘があります。

その次のページを御覧ください。14ページの真ん中よりちょっと上、「ところで」とありますけれども、ここをちょっとまた読み上げますと、「前記のとおり、現在、我が国の外国弁護士受入制度に関しては、経済団体連合会・米国政府・欧州連合・在日米国商工会議所・在日欧州ビジネス協会等から」、以下中略しますが、「規制緩和の要望を受けている。このような規制緩和の要望の声が強いこと、特に外国法事務弁護士に対して、ユーザーの立場である経済団体連合会・在日米国商工会議所・在日欧州ビジネス協会から規制緩和要望があることは、我が国の現行制度が、社会経済の変遷の中で、外国法に関する外国法事務弁護士による法律事務へのニーズに対して十分にこたえ得ていなくなりつつあるのではないかということをおうかがわせる」とあります。

次いで、(3)を御覧ください。「このような弁護士業務を取り巻く内外の諸情勢、特に規制緩和要望を踏まえ、我が国外国弁護士受入制度をより拡充することは」、以下が重要だと思いますが、「これをユーザーの立場から見れば、その必要とする外国法に関する法律サービスの提供を受ける選択肢が広がり、その結果として、内外の多様化したニーズに応じた良質な外国法に関する法律サービスが受け得ることを可能にするものと考えられる」とあります。要すれば、ユーザーの立場から見たときに、質の高い法律サービスがどのように提供されるかと、そういった観点が1つの視点になるのではないかと思います。

他方で、これはちょっと抽象的ではあるのですが、15ページの上の方を御覧いただきますと、「ただし」とありまして、「外国弁護士受入制度は、弁護士制度の一環として位置付けられるものであり、弁護士制度・司法制度と関連するのであって、この点については、十分に意を払う必要がある。」。つまり、これは我が国における弁護士制度の根幹にかかわる問題でございますので、そういった観点からの視点も当然のことながら必要になると、こういったような観点からの検討も必要なのではないかというように思われます。

簡単ではございますが、法務省側からの説明は以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資料及び説明に関して何か御質問があればお願いいたします。

どうぞ、越さん。

越委員 大分様子が分かってきて、ありがとうございました。まず御礼申し上げたいと思います。

とりあえず教えていただいた中で出てきた単語でいうと、大きなものは2つか3つあるのだなと思いました。1つは「依頼者保護」という単語がありました。あるいは「ユーザーの便宜」とかいうのでしょうか、これが1つだと思いました。

2つ目は、外国看護師が日本へ入って来る場合に「日本の看護師の職域の保護」という言い方がされていますが、それと同様に、「日本の弁護士の職域の保護」をどう考えるかという、そんなようなことが2つ目だと思いました。この2つ目はさらに2つに割って、その「職域の保護の問題」と、「ウィンブルドン現象」みたいな「空洞化問題」という、2つの問題に分けてもいいのかもしれない。

看護師さんと違うのは、やはり日本の弁護士の方々それぞれ質が高いですから、多分、多少外人の方が入ってこられても平気なのではないかなと思う点ですね。

アメリカでは良い弁護士はものすごく不足していますけれども、会社の中にさえ弁護士の資格を持っている人がいっぱいいるくらい、弁護士の人数は多いです。弁護士と会計士と両方持っている方もいっぱいいるし、率直に言いまして能力的にはちょっと「あれっ」と思うような方々がいっぱいいるくらい、人数は多いのです。日本はそうではないですから、ちょっとぐらい外弁の人数が増えても大丈夫なのではないかと。

ただ、そうなりますと、先ほど言いました「依頼者保護」、「ユーザーの便宜」ということにフォーカスして良いように思いました。

全体像が分かっていない私が具体的なことを言うのは適切ではないかもしれませんが、日本には「直近要件」というのはないのは、僕はどうかと思います。看護師さんとか医者の世界でも生涯教育というようなことがあります。技術は進歩します。医学は進歩します。そうすると免許の更新性が論議されたりするくらいですから、例えば10年前にはちょっとプラクティスしたことがあるけれども、この10年間ほかの仕事をしていたという人が日本で堂々とやっていただくというのはどうかな、と思います。これはもう外弁だけではなくて、日本の弁護士さんそのものにも同じ問題があると思うのですね。私はユーザーとして申し上げてよろしいのであれば、やはりしっかりした質の高い先生にお願いしたいですから、「直近要件」は僕はやはり欲しいと思いました。

もう一つは、これはちょっと言いにくいことですが、例えばアメリカならアメリカの弁護士の資格しかお持ちでない方でも、日本でずっとやっていらっしゃれば、商法から会社法からよく知っていらっしゃるのですよ。英語でちゃんと説明できるのですね。実際のビジネスの場では、例えば日本にいるアメリカ人の、例えばメリルリンチならメリルリンチのアメリカ人の方は、英語が不十分な日本人の弁護士よりも、英語が全く問題ない同国人の外弁の方から話していただいたほうが分かりやすいということも現実にはある。ところが、その外弁の方は日本の資格は持っていらっしゃらないということの中で、本当はあってはならないことと言わなければいけないかもしれませんが、日本の会社法のかなりのところまで外弁の方がアドバイスしているという現象は現場にはあります。その場に日本人の普通の弁護士もいたではないかと、何とか形は付けますけれども、そういうような実態の中で、やはりユーザー側からすれば、ふたを開けてみたら、「この外弁の方は、日本に何年も住んでいるし、日本の会社法をよく知っていらっしゃる方だけれども、ちょっと抜けているところもあって、間違ったアドバイスを私が受けてしまった」とか、「とんでもない契約書を作ってしまう」などという、そこの不安はやはり嫌ですね。だから、やはりきちんとした資格を持ったきちんとした弁護士さんにお世話になりたいというふうに思います。

少し長くなりました。

伊藤座長 大変重要な御指摘で、今後の研究会の中でいろいろただいまの御発言に関して議論が話されるものだと、そういうふうに思います。

それでは、時間の関係もございますから、ホワイト・アンド・ケース外国法事務弁護士事務所のロバート・グロンディンさんに、外弁制度につきまして、「外国法事務弁護士から見た外弁事務所法人化ならびに外弁制度の是正すべき点」というテーマで講演をお願いいたします。

グロンディンさんは、1981年にニューヨーク州弁護士の資格をお取りになり、その後、

1990年にカリフォルニア州，1991年にワシントンDCなど，米国の主要州の資格をお取りになった後来日され，1993年に外国法事務弁護士として御活躍を始められております。御専門は，企業法務全般，M&A等と伺っております。

それでは，グロンディンさん，よろしくお願ひいたします。

グロンディン氏 ありがとうございます。

ただいま紹介に預かりましたグロンディンでございます。通算26年東京に住んでおりますが，その中でいろいろなものを見て，経験して，幅広くいろいろな方を，この中でも知っている人もいますが，その流れの中にも，アメリカ在日米国商工会議所の活動の一環としてかなり深くいつもやっけていまして，2000年と2001年で選ばれて会頭の職も2年務めました。これもプロボノですので，同時に弁護士活動をきちんとフルでやっけていたので大変な時期でしたが，ずっとそういうので日米間で幅広く活動させていただいて，両政府に対してもいろいろな助言，相談されたものもあります。その中で1982年から，この，いつも外国弁護士問題というのは余り言いたくないのですが，その当時，問題になったのでかかわって，ずっと25，6年一緒についてきています。その中で下條先生と牛島先生とずっとお付き合いが長いもので，いろいろ議論がかなり今まで尽くされているのですが，その中で今日，私が招待されて，大変光栄に存じます。

今回のこの外国弁護士制度研究会という，まずその発足について一言だけ言わせていただきたいのですが，名前は非常に進歩をされていると。要するに「問題」が題名に入っていないというのは前進であると思いたいのですが，この今の話の流れを聞いていると，どうも，後ろ向きで問題意識が大分残っているし，相互主義等々昔の話で大分持ち越されて，アメリカもアタックされているようなものが中であって非常に残念であるというのが実直な感じなのですが，将来的に前向きに考えている中には，比較の議論等々，言うのも何ですが，イギリス外してフランス外して香港も話にならない。世界的な法律の中心地を見ていないような話になってしまいますから，いい話にならないのですね。その技術的にテクニカルでそこは外す，比較できない，難しいというのもこれ分かりますよ。ただ，現実問題としてさらにユーザーの側から見れば，ロンドンの話はしない，パリの話はしない，香港の話をしていないというのは，世界の一番重要な拠点の3つを外して話を続けるというのはいいかなというのが，非常に疑問に思いました。

そしてもう一つは，やはりお二人オブザーバーとしてこちらに来ていますが，個人の2人に対する問題ではないのですが，選択のものとして，まず将来的に考える中に，日弁連の実権の中に1人メンバーとしてこの委員になれない，オブザーバーにされているというのは相変わらずの侮辱であると。16年間，私が外国法事務弁護士登録をやっけていますが，今日バッジを付けているのはその16年間の中で2回目，普通絶対に付けませんが，なぜかというところ，このバッジの発想も侮辱である。なぜかというところ，弁護士より小さく付けている，何やっけている，本当に同業種，仲間として見ていないようなものが長々あって，最近これやっけて消えたかなと思っけているのですが，今日の話も聞いても残念なことに若干まだ残っけていると。将来的に同業種で国内で2005年からフルパートナーシップが認められたから，それで同等である，仲間であるというふうに私は認めていただっけて思っけているのですが，こういう議論が続々しているところではないと，非常に残念に思っけています。

このよき議論を研究会の中でするためには、やはりもうちょっと、私でなくてもたくさん経験豊富な外国法事務弁護士が東京におりますので、もうちょっとそういった幅広い経験の年数の、私は年をとってきているのだから年を尊重したいのがやまやまなので、もうちょっと経験者を委員として迎えるべきだったというふうにも指摘しなければいけないと思います。非常に残念です。先ほどの話の中で、もしあれだったら、私が委員だったらお答えできたものも既にたくさんありますし、間違いがあったものも指摘できたのですが、そういうところで、もし今後研究会にだれか追加できるものであれば、ぜひそれを考えていただきたいと思います。

その話を聞いて非常に若干驚いていいことだと思うのは、名前のとおり外国弁護士制度研究会というのは、本当は幅広く検討して、今後の制度をずっと社会のため、法曹界のために思うべき時期なので、非常に幅広く基本まで考えていくというのは当然なことなのです。残念で驚いているのですが、説明されたときに専らその法人化問題が中心として考えられている研究会だというふうに説明されたものですから、どちらかというと、その私のレジュメの中で法人化を冒頭に持ってきているのはそこからなので、本来それが一番問題だということでは、我々認識としては全然そうではありません。ただ、それがつながるもの、問題としてはやはり支店設置の問題もありますから、その順序で始めさせていただいて、そこからほかのものも若干触れていきたいと思います。

法人化というのは、先ほどの説明の中に、その当時歴史的にあって、ただ、みんな御存じだと思いますが、その国内の議論としてどうしてもその法人化と支店設置がパッケージで妥協としてあったもので導入されましたですね。そうして、その法人化の大きな議論で大分国内で熱戦で議論されたものですから、その当時法務省に説明されたのが、あれを導入するに当たって、外国法事務弁護士も法人化のことを考えなければいけないというのをちょっと見過ごしたという説明があったのですね。多分そうだと思いますよ。余り外国法事務弁護士に対して法人化ってそこまで考えなくていいのではあるのですが、ただその結果として、外国法事務弁護士が法人化された日本の弁護士と共同経営できない結果になってしまっているというのも1つ、しかもそれで支店設置もできませんという不利が発生しているものとして、本来これを是正するべきものなのですね。

ただ、そこで大きな問題が出てくるのが、ここに書かれている外国法事務弁護士の排除理由不存というものは、見過されたというものは、本来近いうちに直しますということはその当時法務省が言っていたのですが、つつい5年たっていますということで、実際には外国法事務弁護士がどうしても法人化したいというのはなかなかいませんので、そんなに大きな問題になっていませんが、そこが法人化できないから支店設置はできませんというものは不都合にはなっております。

また別途、外国の大事務所がそういう考え方なのですが、私の知っている範囲の個人の外国法事務弁護士をしている方は法人化したい人もいます。これは事実なのですね。日本の国内事務所の個人事務所等の小さい事務所と同じようなものが、やはり法人化した方が自分のプラクティスとしてベターではないかということで、我々のアメリカ商工会議所のほうでいつも助言している中には、法人化を進んでいるのがそこがメインで、個人のメンバーもいますから一番メインなのですが、特に個人でやっている場合に、個人の弁護士が法人化されていると共同経営できないというような不都合が生じているのは事実なのです。

大きな法律事務所が法人化が難しいというのは、税務上の取扱いが不明であるという、質問してもなかなか難しいですね。このほかの面から見た私の知っている実際問題が発生しているのが、二重課税になり得る可能性が大で、法人化するのが多分、大きい法律事務所は絶対やらないはずなのですね。特にアメリカ、イギリスは全世界に国籍のあるものを課税しないので、これ特にアメリカの問題なのですが、アメリカではアメリカ人として日本に住んでいるにもかかわらずアメリカで課税されていますから、二重課税になり得ることが非常に怖くて、多分法人化は絶対考えられないというふうに思っております。

ただ、それも物によっては、この日弁連がアンケートをとった中で、多分うちだけが興味があるというふうに私たちとしては言ったはずなのですが、うちのタックスワイヤ部門の、特に関西の方で税務上の案件がかなりありますので、解禁されたらうちは多分、神戸かもしれないのですが、関西に支店を設置したい気持ちはあります、できましたら。これは多分ユーザーのためには、これもためになるということではあるのですが、このあれだけ熱戦の議論がありました中で、もう昔の歴史も存じ上げているつもりなのですが、30年代の資格者不存事務所に濫用されてかなり問題を起こして、したがって一事務所原則にならずずっと来られた中に、この2003年から解禁されて法人化されたものが支店を出せることになったということで、その歴史、いろいろ資料をいただいて、数等々これを見てみると、非常におもしろく円満に健全に発展しているのではないかと思うのですね。やはり主に支店が設置されているのは隣接な土地なのですね。ですから、1つ事務所がよりお客さんにサービス提供できるようなものになっている。しかも、平時に人を置かなくても、パートタイムに人を出すという許可もあるというのは非常におもしろいですね。これはやはりお客さんの便宜等を考えたいい制度だと思います。

その中に、では、なぜその差別的に法人化されたものだけがそうできるかというのは、余り理由がないのではないかと強く思います。その条件としては、1つは多分、フルにそこに人を置かなければいけないというのは当然だと思いますね。ですから、外国法事務弁護士事務所、また東京大事務所さんを考えた上で、これ法人化しなくてもやはり支店設置を許すべく、しかも条件でフルタイムで人を置かなければいけないのではないかというような方向性を考えれば、もっとユーザーのニーズに対応できる。相変わらずの問題は、日本の法曹人口の、今現在2万5,000人ぐらいしかいないので、80%か85%が全部東京、大阪にいるということで、しかも国際事務所が東京にしかおられませんので関西にサービスを提供できる、またほかの都市にフルにもっとサービス提供できるものだったら、やはりこういうのはもっと広げた方がいいのではないかと思います。

ホワイト・アンド・ケースとしては、我々が今、よくいつも数字が変わって忘れるのですが、多分今38のオフィスがあって26の国に営業をやっておりますけれども、その中にまた1国で、2,3国でもしかしたらローカルの法人化が要求されてやっているのですけれども、やはり税務上の問題が発生しますので、原則として我々は法人化しないのが原則であります。

支店設置はほぼ既にカバーしましたのですが、ある程度の適正な条件がついていけば法人化せずにいるべきではないかと我々は思います。大体、世界的に大きい事務所がいろいろな国に今支店を設けていますので、支店が設置されているから問題になっているというのはほぼ聞いたことがありませんので、しかもこの国内のこれまでの5年間の発展を見てい

る中に、問題になった話はほぼなしというふうに考えていいかなと思うのですが、そういうふうにスムーズに発展されている制度として、もうちょっと一段と引き伸ばした方が国のためではないかというふうに見ます。継続的に法人化しないものは一切設置を許しませんという理由は、なかなか探しても出てこないようなことかなと思います。

そこは置いておいて、次にほかの問題点、残っている是正すべき点というのが幾つかちょっとだけ触れたいと思いますが、早口でさっとやってQ&Aも残したいと思いますが、1つはグローバルパートナーシップ参加というのも、これもあいまいでまだ残っているのがあります。要するに、2005年からの解禁で、国内でフルパートナーシップが許されましたのですけれども、国内で外国法事務弁護士と日本の弁護士がフルにパートナーシップを採るという原則として入っていますので、要するにそれができるのが同業種であるということから考えれば当然なので、したがって同じ、例えば私が東京にいるからフルパートナーシップができるのですが、そこで私がアメリカに帰った後、同じ人とフルパートナーシップが継続できないというのはこれも説明のしようもないですね。同業種ですから、こういった国の国境をまたがることができないという考え方は専ら不利なので、今現在の状況では、素直に日本の弁護士が東京、大阪において、国内のフルパートナーシップでやっている以上は、そのグローバルパートナーシップに参加されているということを認めるべきであるというふうに思います。

そうすれば、最も日本の弁護士が同業種、仲間、重要なパートナーであるということが認めることになりますので、必要であります。なかなかその、では、あいまいであるということ、では世界のパートナーシップの中で、どういうふうにその位置付けなのかというのは、あいまいで嫌な部分が出てきますし、コンペンセーション、ベネフィット等々、そういった取扱いに関しては、では、一緒なのか一緒ではないのか、何なのかという質問ばかりがいつも出てきて不愉快だと思うのですよ。私だったら結構、みんな我慢してくださっていると思いますよ。それぞれの日本の弁護士が、そういった世界的な組織の中に成長して立派なものになるためには、やはり世界の組織にきちんと参加されているというふうに認めざるを得ないというふうに思います。当然だ、同じ仲間、同じ弁護士、同じ目標に向かって一緒にやっています。そういうことをベースにフルパートナーシップ参加をぜひ日弁連にお願いして、認めていただきたいと思っております。

登録条件の緩和、先ほどの説明の中にはこれがいろいろありました。アメリカの29州しかない、22州がまだまだ閉鎖されているというのは、22州が閉鎖されているというのは、私も昔からみんな、よくこの議論がされているのですが、バーモント州とかメイン州の方に、業務がないところに住みたい人はどうぞ行ってください。しかし、食べられないですよ。あちらの方に何もやることはないですから。この前のアメリカの司法省のシュアート・シェムトブが来日していろいろこの話をしていたようなので、この29州、DCも含めて29なのですが、それがアメリカの経済活動の85%をカバーする州なので、先ほどおっしゃったように、日本とアメリカの間の主な通商が含まれている州が全部カバーされていますから、これ先ほど私が悪く言った、後ろ向きの古い余り役に立たない話と、ぜひ忘れてください。

しかも、外国法事務弁護士みたいなForeign Law Consultant制度というのは、これも私も何回もアメリカの事情を調べたことがありますから、余り商売にならない州にはそういう

制度が導入されても、申請は一切ない州もあります。どこの国からだれも来ていない。しかも日本人がどこの州か、やっぱり3, 4州ぐらいしか行ってないし、アメリカの、非常にこれ限られた数なのですね。日本からアメリカで外国人弁護士、Foreign Law Consultantの申請をして、その形で活動しているのが極めて10名以下なのですね。なぜかというと、やはりアメリカの資格は取れるものとして、今、数として最近は数えていないのですが、多分500人以上の日本人の弁護士がアメリカのフル資格を持っている。ですから、これも比較、比較などできませんよ、それはフル資格ですから。では、リミテッド資格、だれがリベラルというような、こういう話が余り成果にならない話。むしろやはり、弁護士は弁護士で同じ弁護士なのですが、先ほど言った何のたとえを使えばいいかというと、非常に苦勞をしますね。みんな一緒にやって、本来案件の中には、日本法も出てきてアメリカ法が出てきてイギリス法が出てきて、同時にいろいろな法律を取扱う必要になってきますから、いろいろな人が必要であり、いろいろな種類の弁護士が世の中にいます。その人たちが協力して初めてお客さんのためにいいアドバイスができる。したがって、本来のパートナーシップが絶対こういう複雑構成の世界に必要である。一番必要なのですね。そこは基本として考えるべきものと思います。

残る問題として、1つの登録制度自体に関して、経験条件が相変わらずかなりの問題はあると思います。これが今まで2, 3回緩和されていますということもありますし、アメリカかどうかという、アメリカから日本がこのルールを引っ張ってやってきたので皮肉なのですが、イギリスにもこういうルールはないし、ドイツにも、ほかにも何もこういうルールが余りないので、アメリカだけこういう厳しいルールを持っているから我々も持つというのは余り意味ないかと思えます。昔このルールがきちんと資格国の経験者の保証のためという実績が、実質的な根拠がありましたけれども、何年か前に、日本と日本以外、この経験は3年のうち1年間日本でやる経験はカウントできるのですけれども、ほかの2年間とはにかく日本外でやれと。日本外でどこでもいいのですが、意味にならないのですよ。

例えばうちが同時に人を雇って、1人日本に置いて1人香港に置くと、3年後に、では、その2人とも日本の外国法事務弁護士登録できるのかということできないのですよ。本来、東京において東京でトレーニングをしている人が、東京のお客さんのために一番トレーニングが成熟しているのですけれども、その人が3年目になったら、いや、外に行きなさい。ずっと日本にいたいから登録したいのですが、いや、日本にいる経験は1年間しかカウントできませんから外へ出て行け。いや、代わりにでは、その人を香港に置いて、その3年間香港で働いた人を東京に連れてくれば、日本で一切経験がない、日本のお客さんが全然分からない人が登録出来てしまうのですよ。これが合理的だとはとても言えません。むしろ東京でトレーニングをされた人が、日本のお客さんのニーズに一番トレーニングが成熟されている、しかも今回のこの10年間で東京にある外国法事務弁護士事務所が結構大きくなっていますし、かなりのトレーニングの機能が発達していますので、こういったものでやはり東京でのトレーニングをフルに認めるべきであると、時期的にこういうふうに来ているのではないかと思います。

または、私がほかの外国法事務弁護士に打診すると、みんなちょっと、にやっとして、余りよくないと言われているのですが、私の、私個人的な愚見なのですが、新しい考え方の方がいいのではないかと思うのは、これだけやはり外国の弁護士が増えている中に、

登録されているのと登録されていないというのは、そこが1つの混乱のもとなのです。むしろ、この経験条件等をやめて、やはり東京で弁護士活動をやっている以上は、日本のどこでもなのですが、みんなが登録すべきだと思いますよ。そうするとはっきり、日弁連の監督下でもあり、フィーも払わなければいけないですからいいのですけれども、はっきりされるのですよ。こういう登録されている、されていないという、こういった議論を将来的にユーザーのために考える中にすべきものではないので、むしろ倫理上の問題、監督の問題等々をはっきりさせるためにはとにかく全員登録しましょうというふうに、ひとつぜひ健全な将来発展を考える中に議論の1つとして提供します。なるかならないかは全然分かりませんし、なったら私のほかの同僚が、私に怒る可能性は十分ありというふうに思います。ただ、本当の私の考え方としては、あれがむしろお客さんのために健全であるというふうに思います。

最後に、この国際仲裁ADRのところをちょっとだけ触れたいのですが、今日もっと後で提供しますが、来月の1つのプログラムのために今いろいろ調べているのですけれども、ここに1番に書かれた相変わらず低いJCAAの件数というのは、それはみんなのための1つの残念なところなのです。この10年間、15年間、日本商事仲裁がもうルールの現代化、発展させて、非常に世界的な仲裁のエキスパートの目で見ると立派なものになっているにもかかわらず、件数が増えない。一時増えたのですけれども、2003年、04年は20件ほどまで増えたのですが、今また逆戻りして1桁、では、日本はそういうのは好まないのではないかという結論とも言う人はいますが、ただやはりICC等のほかの機関の統計を見ていると、その中に日本の会社が結構入っているのです。ですから、必ずしも日本の会社が仲裁が嫌だということではない。もっと広げるべきなのだけれども、何かJCAAは成長しない。その1つの理由は、昔の批判の文献が結構まだ残っているのです。余り文献がないからこそ、日本の仲裁がどうなっているかというのは、世界的にみんな調べるときにそういう悪口ばかり出てくるので、15年前なのだけれどもそれも信用されてしまうのですよね。最も今、私も評議委員の委員でもやっている、一所懸命協力しているつもりなのですが、幾つかの細かい点で、日本に対するイメージがこれというきれいな形になっていないというのもまだ残っているということがありまして、そこはやはり直すべきではないかと思います。

1つはやはり、一番悪口を言われているのが、その代理人の選択の自由が世界的な原則なのです。どちらかというと、ほかの国では、弁護士でなくても代理人として自由に選択できるのですよ。エンジニアだったらこれが適任でという、お客さんが決めればそれは自由です。それもまずまず日本は絶対できないのです。昔はやはり外国の弁護士を選択した場合はこれ非常に難しい、弁護士を付けなければいけない等々いろいろな追加コスト等がありまして、嫌だったというのも結構あります。

その中で、大分よく是正されているのですけれども、1つ不思議に残されているのは、ちょっと今の外弁法であいまいに残っているのが、日本の会社と日本の会社との紛争で、JCAAの仲裁と条項が合意されている場合に、この案件が準拠法が海外であると。その場合は外国法事務弁護士単独で受けることができるかどうかというのは、会社としてできないというふうに見られるものが多い。JCAAもそういう意見なのですが、極めて変なのです。準拠法が外国法ですから、何でまた弁護士を付けなくてはいかんとする

に、若干そこから1つ変に見られている。

もう一つは、今、世界的なベストプラクティスの中に、紛争条項の中にどうするかというのは、ウェディングケーキというような考え方あるのですよ。要するに、2、3段階で紛争処理のプロセスを得るということで、そのメディエーションが、話し合い、階層な上層部の話し合い、それがうまくまとまらないとメディエーションをやり、そのメディエーションが成立しない場合は、やっとなんと3段階目として仲裁に足を踏み入れるということが結構ありますので、またあとはイギリスでディスピュートボードとかいろいろな手段が最近増えていますので、その中で、では、同じようなものを日本でやろうとすると、このADRにおいて、ADRの段階で外国法事務弁護士が参加できるかどうかというのは非常にあいまいなのですね。そうすると、では、全体が日本で行わない方がいいのではないかとという結果になりがちなのですね。そこはもっと仲裁権、ADRを包括的に考えて、これが外国法が準拠法の場合等のその会社の選択自由を考えるべく、そうするともうちょっと発展が図れるのではないかと個人的に思います。

あとは小さい点なのですが、友達に頼まれて言うておきますが、今現在、日本の弁護士が会社に雇われているときは、登録がわりと簡単で、別法人、自分のオフィスを構えてやらなければいけないということではないのですが、外国法事務弁護士は、そのリストを見れば個人事務所がかなりあるのですよ、ジョン・垣貫とか、いろんな社内弁護士としてなっている人たちが、外国法事務弁護士の登録を継続したい場合は、形としては自分の事務所を作って、そして同時にそこに頼んで会社で働いているという形にもなっていますから。これ非常に不便である、心配であるということから、それも弁護士と外国法事務弁護士を同じ取扱いにするべきではないかというふうに、ひとつ検討していただきたいと思います。

以上ですので、あとは残りQ&Aができればと思います。ありがとうございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、今のグロンディンさんのお話につきまして、どなたからでも御質問等お願いいたします。

では、どうぞ、下條さん。

下條委員 グロンディンさん、どうもありがとうございました。

いろいろ示唆に富む発言で非常にためになりました。特に、日本にいる外国の弁護士はみんな登録すべきという点については、日本は今3年の職務経験要件とかありますが、ちょっと日弁連のほうから怒られるかもしれませんが、やはり3年要件何かは撤廃して、全部日本で働いている人は登録すべきだというふうに考えておりますので、その点については全くグロンディンさんと同じ意見です。

ただ、若干いろいろちょっと文句も言うておきたいですけれども、1つは、先ほどの22州でまだクローズドであるという点で、非常に経済活動の少ない州に行っても商売にならないよというふうに弁解されておりましたけれども、日本でも、福井の人はもう東京に来てしまいましたけれども、秋田とか福井とか、商売にならないようなところで外国法事務弁護士として登録している人がいるわけですね。ですから、どこでやるかは本人が決めることであって、国が決めることではないというふうに思いますので、やはり公平の観点からいっても、なるべくクローズドの州は早く開放していただきたいというふうに思います。

グロンディン氏 ABAが今そういう活動をして、久しぶりに新しく制度を導入された州が、

この2, 3年は, 5, 6 ぐらいが増えているのですね。それがなぜ難しいといたしますと, やはり州最高裁等のその州の組織にお願いして, 州のレベルの法律ですから, 連邦政府が何もできないので州に頼まなければいけないのですね。それぞれの州がそれをするに当たって, 検討の中に同じような立場の州に尋ねるのですね。もう既に制度がある州に聞いて, 結構面倒ですから, どのぐらいのニーズがあるのかという, そのアリゾナとかアラスカとかああいうところに聞くと, コネチカットでもそうだと思ったのですが, 4, 5年前に一番最近調べたのですが, 申請した人も1人もいないという。登録された人ももちろんいない。そのニーズのないものをわざわざ難しいことをやって導入するかという, 非常に忙しい中で手が回らないというのが実情ではあります。

下條委員 それから, それに関連してですけれども, あと仲裁なのですね。仲裁も, ニューヨーク何かは日本の弁護士が行っても仲裁代理できると思うのですけれども, ただ, それが51の州地域全部にわたってそうかという, 多分違う州の方が多いのではないかなと思うのですね。ですから, 日本の弁護士がある州に行っても仲裁代理をすれば, それはunauthorized practice of lawに当たるかもしれないという非常に不安があるわけですね。ですから, そういうことについてはもう全州どこに行っても日本の弁護士が仲裁代理できるようにしていただきたいと思います。そういうことは州ごとに決めてもらってもよく分からないわけですから, いちいちその州で仲裁をやるときに, その州の弁護士に私が行って国際仲裁の代理をやってもいいかとか, そんなことで何百万もかかるオピニオンをもらわないといけないことになっている。ぜひ, その辺は明確なルールとして, 連邦でもってどこの州でも仲裁代理はできるんだということを明確にしていきたいと, そういうふうに思います。

グロンディン氏 残念ながら連邦法の対象外ですからできません。それは州レベルの法律が優先で, 連邦政府は一切できません, それは。

下條委員 でもこれは国際コマーシユの問題だからできるのではないですか。

グロンディン氏 伝統としては, それが弁護士の法律管理等が全部州政府がもとの最高裁の…。

下條委員 でも, WTO, GATSの問題になっている以上, やはりそれはコマーシユの問題ではないのですか。

グロンディン氏 いや, 留保されたものというか, アメリカの連邦制上の問題としては, これが留保されてしまいましたというのは言わざるを得ない。強い伝統ですから, なかなかそれが変わりようもない状況ではあります。

伊藤座長 ちょっとすみません。その点はいろいろ御議論があると思いますが, 時間も制約がありますので, 恐縮ですが, ほかの方にも御質問等いただければと思います。

どうぞ, 杉山さん。

杉山委員 グロンディンさんの話, 非常におもしろかったのですけれども, この経歴を見ると日本在住19年以上いらっしゃって…。

グロンディン氏 通算26年です。

杉山委員 そうですか, なるほど。大変長くいらっしゃって, 恐らく日本企業だとか, そういういろんなところでいろいろサービスされて, それが生きがいとして日本にいらっしゃってこういう弁護士活動, 外国弁護士活動をされていると思うのだけれども, 冒頭にいろいろこのこういうような研究会にオブザーバーとしてしか参加できないと, 非常にこの侮辱

だとかと、いろいろおっしゃっていました。

グロンディン氏 私はほかでは委員になっていたこともあります。

杉山委員 いろいろグロンディンさんのお話を聞いていると、いかに日本の中でいろいろ不愉快な思いをされているかといういろいろ聞いたのですけれども、グロンディンさんにお伺いしたいのは、そういう不愉快な思いをされている中で、例えばこういう外国弁護士活動をされているわけですね。それで例えば日本の司法制度だとか、日弁連だとかそういう組織を見て、諸外国と比べて本当におかしいのかどうか、閉鎖的なのかどうか、やはり外国弁護士に対してそういう差別的な問題があるのかどうか、そこら辺をもうちょっと率直に、もう大分日本長いわけですから、私なんかも本当に諸外国と比べて相当閉鎖的なのか、劣っているのか、問題があるのか。そこら辺をもうちょっと聞きたいのですけれども。どういう感じを持たれているのか。

グロンディン氏 非常におもしろい質問ではあります。長いことこの制度自体に関して奮闘していろいろやりました中に、落ち着いているから制度自体は変えなくてもいいかなと思う中なのですが、私も個人的に何回も日弁連のミーティングにも足を運んだこともありますし、非常にためになった論議も、何時間も私は楽しんでこう聞きたい部分もたくさんありますよね。その倫理上の問題等々に関連して、非常にいいことを日弁連の中でやっています。おもしろいのが、日弁連と単位会の意見対立もありまして、東弁ですと、外国法事務弁護士も委員になれる、委員の幹部もなれる、要するにほぼ同業種で仲間であるという受入れ方をしているのですね。日弁連レベルでは、これが共同主催ですから、これ多分こういう形になったと思うのですが、日弁連レベルでは外国法事務弁護士が委員になれないと、非常に制限された見方をする立場ですので、これは非常に残念ではありますね。総会に行ったり、あれこれ行ったり、外国法事務弁護士が限定されて、自分に関連するレゾリューションに関しての投票権はありますけれども、ほか一切投票権はありませんという、ある意味で分かるのですけれども、非常に狭くそれを解釈されて、ほとんどの場合は投票権が活動できない。行ってもしょうがない。私も行って発言したこともありますけれども、外国法事務弁護士が今現在260人ぐらいですか、フルでメンバーだというふうに認めても貢献がいろいろできるのですけれども、260人がそんな怖いものかという、もっともっと日弁連が自信を持ってフルに使えばためになるかという考えですね。そういう余り歓迎されていないところにわざわざ行ったってしょうがないですから、結局私がほとんど行かなくなったということは1つの理由ではあります。

日弁連以外は不愉快は余りないので、日本は大好きなのですが、要するに、日本人も絶対に誇り高く、そうだと思うのですよ、みんなそれぞれ同じ弁護士ですから。私が同じ弁護士として取り扱っていただけないのであれば不愉快ですよ。日本の弁護士もそうだと思いますよ、絶対。弁護士はみんなそうですよ。同業種で同じ弁護士、同じ仲間にするべきです。

伊藤座長 時間があれですが、もうお一人、二人ぐらい何か御質問があればお願いします。いかがでしょう。

どうぞ、越さん。

越委員 「登録を全員するべきだ」とか、「未登録外弁というのはちょっと問題だ」というのをお聞きして僕もびっくりしたのですけれども、そのために、例えば130万円、ほんの日本に2年とか3年のような短い期間しかいらっしやらない方でも、130万円なら1

30万円同じ金額払わなければいけないというのはちょっとどうなのかなとか、そういう制度を変えて、そこら辺を変えてほしいという御希望はあるのでしょうか。

グロンディン氏 ありません。同じ費用を払えばちょうど当然なのですよ。

越委員 そうですか。

グロンディン氏 それは、こう弁護士活動をやっている中に、130万円というのは、ほかの特にアメリカ等に比べて日本は高いのですけれども、こういう仕事をやっている中には130万円って、たった130万円ですから、それが払って払えないようなものをやっているのだったらしようがないですよ。

越委員 何で登録しないのかというと、制度に対する反発という感情的なものと、130万円の問題と、手間とか忙しくてそんなことやっていられないという時間の問題とか。

グロンディン氏 あれは歴史的にありますね。ただ、やはり悪い方向に働いているばかりだと思いますね、結果的に。それがそういう何年前前に、下條先生は覚えているでしょうけれども、日弁連から全員の事務所に回した手紙がありました。それが、パートナーと呼ばれている人でもですよ。パートナーでも呼ばれている人が登録しないってどういうこと、これはレージョナルに違反だと思いますよ。当然その手紙が行くべきものなのでね。そういう悪影響が及んでいます。もともと昔だったら面倒くさい、手数料が高いという理由で登録しなかったのが多かったと思いますけれども、それが許されているから継続しているだけなので、そういう理由が全くないと思います。確かに、2年ごとに報告書を書かなければいけないとか、登録するに当たって期間がもうちょっと厳しくなっている等々ありますよ。それが省けるならば省きたいですけれども、ただやはり、制度の健全を考える中に、むしろやるべきですよ。あくまでこれは個人的な意見なので、ただやはり全体のいい法曹界、いいシステムというふうに貢献したいし、ずっといるつもりなので、やはり全体、事務所兼ユーザーの両方から考えれば、透明性として全員登録させた方がずっとベターだと思います。

越委員 あとちょっと細かいことを1つ聞きたいのですけれども、ホワイト・アンド・ケースで38ですか、世界に事務所をお持ちだと。

グロンディン氏 おおよそ、はい。

越委員 おおよそ。それらは例えばマル・プラクティスによるライアビリティとかそういうのが、どこかで国ごとに遮断される仕組みになっているのですか。それともどこかの国でライアビリティが起こるともう全部に及んでしまう形になっているのですか。

グロンディン氏 全部に及んでしまいますね。我々の場合、我々のフルのパートナーシップなので、1つのまとまった、ただ、これも話の中で指摘されなかったのですが、これが1つ最もおもしろい、むしろ外弁協会と日弁連が話し合うべき点かもしれないのですが、そういう問題に関連してアメリカが第一でしょうけれども、ある一定の有限責任を与えてあげるという運動がこの15年間ぐらいあるのですね。ですから、ニューヨークではlimited liability partnershipという形にはなっているのですね。

その何なのかというと、先ほどの説明、法人化の説明の中にもあったように、社員が無限責任という形は、昔アメリカも同じだったのですけれども、そのgeneral partnershipで以上、無限責任なのです。パートナーがみんなそうだというのがずっとやってきたのですが、その直接過失に関連していないパートナーは、自分の家まで本当無限責任しなければ

ばいけないのかという問題が90年代の半ばにありまして、その自分がパートナーとして営業を営んでいる中の、そこに投資している一切切切が当然責任としてかかるべきであるけれども、自分が各一人一人が直接その過失事件に関連のない人はそこまでなのですね。自分の別の財産まで提供しなくてもいい。ただ、やはり過失を犯した人は完全に無限責任なのです。そういう区別をしているので、ただ、どういうふうにすればそれは日本で、そういう組織に、基本の組織がアメリカでそうなっているので、それが日本に認めるか認めないかという問題があるのですよ。即、では、間に法人を構えてどうのこうのという説もある中で、非常にその面でユーザーに対しての不透明さもある1つなのですね。せっかく日本で法人会員になっているので、その辺のもうちょっと技術的に弁護士同士の話し合いとして、理解を深める必要があるのではないかと思うのですね。それにおいて、何らかの形の適正な有限責任ができるかどうか。

また、昔から考える中の日本の法律事務所、弁護士と弁護士のつながりとして、本当に1つのパートナーシップなのか、それともコースシェアリング、スペースシェアリング、これがユーザーに対しての不透明があるのですね。事務所全体が各パートナー、個人の過失による責任がみんなも責任を持っているかどうかというような、法人化の中の説明が非常に明快だったというのは、それでみんな法人化しないのかという逆の意味もあるかもしれないですよ。ただ、その周辺の本当に弁護士責任、弁護士倫理、お客さんとのつながりが、必ず透明性がちょっとなくなっているような部分がありますね。これも日本国内と国境をまたがる分においてもあると思います。

伊藤座長 それでは、まだ御意見、御質問あるかと思えます。下條さん、最後に。

下條委員 今回の点に絡んだ点ですけれども、ホワイト・アンド・ケースみたいに、インターナショナルに活躍されている幾つかのローファームの中にはマスターLLPみたいなものをつくって、その下に地域のLLP、例えば東京LLPとかそういうものをつくっているというところもあるように聞いているのですけれども、そのあたり、もし御存じだったら。

グロンディン氏 ですからこれは不透明だと思いますよ。それも聞いています。それ、そのマスターLLPと下の地域LLPという形もあり得るでしょう。あれは会計事務所さんがやっているような同じ組織ですから、これは十分あり得るのですよ。またそれがしていなくてわざわざ東京に支店を出すためにアメリカの中でSPCをつくって、そのSPCの支店がこっちに来るとかという、そういう組織化されているのもありますね。ですから、そこはむしろやはりもっとはっきり透明な説明を出して、その真っ先から何ができるかどうかというふうに受けとめるかというのは、はっきりその議論をすれば、もうちょっと透明性が出てくるかなと。もっといい制度ができると思います。今、まちまちで、いろいろな形をやっているのもあると思いますね。

東京が全然別だという組織もあります。本来同じ名前を使っているのだけれども加盟していない、これも税務上の取扱いの問題でもあるのですけれども、東京に赴任されるときに、本体から脱退して東京単独でやっているという形をとっている人もいますから、これもお客さんにとってはやはりおかしい。お客さんとしては当然その名前が保証がついているから、全世界のものとして頼んでいるものだと思います。しかも、多分その過失保険も全世界がカバーされる。だから悪影響が出てこないかもしれないのですけれども、組織として

は透明性がないような形にはなっています。

伊藤座長 それでは、大変有益なお話と議論ありがとうございました。グロンディンさん、大変ありがとうございました。（拍手）

グロンディン氏 すみません、長々。ありがとうございます。ちょっと長かったのですが、許してください。

伊藤座長 どういたしまして。

それでは、予定した時刻を過ぎておりますので、特に御質問、御意見等がございませんようでしたら、本日はこれで閉会させていただきたいと思えます。

次回は、来月、7月17日木曜日午後1時から、弁護士会館の10階会議室で開催いたします。どうもありがとうございました。

—了—